

# 社会福祉法人 心光会 役員の費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心光会定款第23条の規定に基づき役員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

## (業務の種類)

第2条 費用弁償をする業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議委員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立合
- (4) 役員の研修会への参加
- (5) その他理事長が必要と定めた業務

## (費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、次に掲げる費用を弁償する。

- (1) 交通費 実費
- (2) 日 当 別表のとおり

2. 宿泊及び県外出張の場合は、職員の旅費規定を適用する。

## (費用弁償の制限)

第4条 施設の職員が役員を兼ねるときは、職員とし受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、役員としては支給しない。

## 別 表

役員会等	5, 0 0 0
その他	6, 6 0 0

## 附 則

この規程は、平成 4年4月1日から施行する。

この規程は、平成 5年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。